

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）における職員及び長期給付に関する規定を適用しない者の範囲について必要な事項等を定めること。（本則関係）

第二 この政令は、令和四年十月一日から施行すること。（附則第一条関係）